

令和7年度

丹波市下水道事業会計補正予算  
(第2号)



議案第131号

令和7年度丹波市下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和7年度丹波市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和7年度丹波市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 下水道事業費用	3,138,720千円	3,210千円	3,141,930千円
第1項 営業費用	2,897,857千円	3,210千円	2,901,067千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、同条本文括弧書き「（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額914,910千円は、引継金8,269千円、過年度分損益勘定留保資金891,081千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額15,560千円で補てんするものとする。）」を「（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額915,730千円は、引継金8,269千円、過年度分損益勘定留保資金891,901千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額15,560千円で補てんするものとする。）」に改める。

支 出

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	3,294,910千円	820千円	3,295,730千円
第1項 建設改良費	851,752千円	820千円	852,572千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第4条 予算第8条第1号中「146,271千円」を「150,301千円」に改める。

令和7年11月28日提出

丹波市長 林 時彦

下水道事業会計



令和7年度

丹波市下水道事業会計

補正予算（第2号）に関する説明書



## 令和7年度 丹波市下水道事業会計補正予算（第2号）実施計画

## 収益的収入及び支出

(支出)

(単位：千円)

款項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説明
					区分	金額	
1 下水道事業費用		3,138,720	3,210	3,141,930			
1 営業費用		2,897,857	3,210	2,901,067			
	4 総係費	230,988	3,210	234,198	給料	1,505	給料（任用職員含む） 1,505
					手当	930	扶養手当 △ 30 地域手当 29 期末手当（任用職員含む） 494 勤勉手当（任用職員含む） 437
					賞与引当金繰入額	300	賞与引当金繰入額 300
					法定福利費	435	共済組合負担金（任用職員含む） 333 互助会負担金 4 退職手当組合負担金 98
					法定福利費引当金繰入額	40	法定福利費引当金繰入額 40

## 資本的収入及び支出

(支出)

(単位：千円)

款項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説明
					区分	金額	
1 資本的支出		3,294,910	820	3,295,730			
1 建設改良費		851,752	820	852,572			
	3 処理場建設改良費	533,272	820	534,092	給料	486	給料 486
					手当	276	地域手当 11 期末手当 161 勤勉手当 104
					法定福利費	58	共済組合負担金 38 退職手当組合負担金 20



# 給 与 費 明 級 書



# 給与費明細書

## 1 総括

(単位:千円)

区分	職員数(人)		給与費				法定福利費	合計	備考							
	特別職	一般職	報酬	給料	手当	計			管理職	特殊勤務	住居手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当	休日勤務手当
補正後	9	15 ( 4 )	192	70,965	47,577	118,734	31,567		150,301							
補正前	9	15 ( 4 )	192	68,974	46,071	115,237	31,034		146,271							
比較	0	0 ( 0 )	0	1,991	1,506	3,497	533		4,030							

( ) 内は再任用短時間勤務職員及びパートタイムの会計年度任用職員を外書

(単位:千円)

手当の内訳	区分	地域手当	扶養手当	通勤手当	期末手当	勤勉手当	管理職手当	特殊勤務手当	住居手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当	休日勤務手当	児童手当	特定任期付職員業績手当
		扶養手当	通勤手当	期末手当	勤勉手当	管理職手当	特殊勤務手当	住居手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当	休日勤務手当	児童手当	特定任期付職員業績手当	
補正後		1,341	1,416	2,035	16,565	13,922	1,620	831	672	7,645		90			1,440	
補正前		1,301	1,446	2,035	15,810	13,181	1,620	831	672	7,645		90			1,440	
比較		40	△ 30	0	755	741	0	0	0	0		0			0	

### (1) 会計年度任用職員以外の職員

(単位:千円)

区分	職員数(人)		給与費				法定福利費	合計	備考							
	特別職	一般職	報酬	給料	手当	計			管理職	特殊勤務	住居手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当	休日勤務手当
補正後	9	15 ( 1 )	192	64,172	44,441	108,805	30,299		139,104							
補正前	9	15 ( 1 )	192	62,237	43,102	105,531	29,767		135,298							
比較	0	0 ( 0 )	0	1,935	1,339	3,274	532		3,806							

( ) 内は再任用短時間勤務職員を外書

(単位:千円)

手当の内訳	区分	地域手当	扶養手当	通勤手当	期末手当	勤勉手当	管理職手当	特殊勤務手当	住居手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当	休日勤務手当	児童手当	特定任期付職員業績手当
		扶養手当	通勤手当	期末手当	勤勉手当	管理職手当	特殊勤務手当	住居手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当	休日勤務手当	児童手当	特定任期付職員業績手当	
補正後		1,341	1,416	1,672	15,176	12,754	1,620	615	672	7,645		90			1,440	
補正前		1,301	1,446	1,672	14,511	12,090	1,620	615	672	7,645		90			1,440	
比較		40	△ 30	0	665	664	0	0	0	0		0			0	

### (2) 会計年度任用職員

(単位:千円)

区分	職員数(人)		給与費				法定福利費	合計	備考					
	一般職	報酬	給料	手当	計	管理職	特殊勤務	住居手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当	休日勤務手当	児童手当
補正後	1年任用	( 3 )		6,793	3,136	9,929	1,268		11,197	任用する期間が1年の職員(1日単位で任用する職員を含まず。)				
	1年未満任用	( )								任用する期間が1年未満の職員、及び1日単位で任用する職員				
	合計	( 3 )		6,793	3,136	9,929		1,268	11,197					
補正前	1年任用	( 3 )		6,737	2,969	9,706	1,267		10,973	任用する期間が1年の職員(1日単位で任用する職員を含まず。)				
	1年未満任用	( )								任用する期間が1年未満の職員、及び1日単位で任用する職員				
	合計	( 3 )		6,737	2,969	9,706		1,267	10,973					
比較	1年任用	( 0 )		56	167	223	1		224	任用する期間が1年の職員(1日単位で任用する職員を含まず。)				
	1年未満任用	( )								任用する期間が1年未満の職員、及び1日単位で任用する職員				
	合計	( 0 )		56	167	223		1	224					

( ) 内はパートタイムの会計年度任用職員を外書

(単位:千円)

手当の内訳	区分	通勤手当	期末手当	勤勉手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	宿日直手当	夜間勤務手当	休日勤務手当	児童手当			
		扶養手当	通勤手当	期末手当	勤勉手当	管理職手当	特殊勤務手当	住居手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当	休日勤務手当
補正後		363	1,389	1,168	216								
補正前		363	1,299	1,091	216								
比較		0	90	77	0								

## 2 給料及び手当の増減額の明細

区分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)		説	明
給 料	1,991	給与改定に伴う増減分	1,991		
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分			
手 当	1,506	制度改正に伴う増減分	1,536	期末手当及び勤勉手当支給月数の増 (0.05月)	
		その他の増減分	△ 30	実績による減	